

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	被処分者は、本年10月、自宅で家族に対し暴行を加え、暴行罪で略式起訴され、罰金20万円の略式命令を受けた。 この事案の行為は、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為」に該当する。
懲戒処分の量定	停職（2か月）
懲戒処分年月日	令和7年11月18日
被処分者の職位及び年代	係長職 30歳代